

調査の概要

1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動（「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」）について調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間、地域活動等へのかかわりなどの実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。

この調査は、昭和51年の第1回調査以来5年ごとに実施され、今回の調査は9回目に当たります。

2 調査の法的根拠

社会生活基本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計「社会生活基本統計」を作成するための統計調査(基幹統計調査)として、「社会生活基本調査規則」(昭和56年総理府令第38号)に基づいて実施しました。

3 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成22年国勢調査の調査区(ただし、平成27年国勢調査調査区設定時に境界変更等があった場合は、当該境界変更等を反映)から、総務大臣の指定する254調査区(全国では7,311調査区)において調査を行いました。

(2) 調査の対象

指定調査区の中から選定した約3,000世帯(全国では約8万8千世帯)に居住する10歳以上の世帯員約6,800人(全国では約20万人)を対象としました。

ただし、次の者は調査の対象から除いています。

- ア 外国の外交団、領事団(随員やその家族を含む。)
- イ 外国軍隊の軍人、軍属とその家族
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘留所に収容されている人
- オ 少年院、婦人補導院の在院者
- カ 社会福祉施設に入所している人
- キ 病院、療養所などに入院している人
- ク 水上に住居のある人

4 調査の期日

調査は、平成28年10月20日現在で行いました。

ただし、生活時間については、10月15日から10月23日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について調査しました。

5 調査事項

(1) 全ての世帯員に関する事項

世帯主との続柄、出生の年月又は年齢、在学、卒業等教育又は保育の状況

(2) 10歳未満の世帯員に関する事項

育児支援の利用の状況

(3) 10歳以上の世帯員に関する事項

氏名、男女の別、配偶の関係、ふだんの健康状態、学習・研究活動の状況、ボランティア活動の状況、

スポーツ活動の状況、趣味・娯楽活動の状況、旅行・行楽の状況、スマートフォン・パソコンなどの使用状況、生活時間の配分及び天候

(4) 15歳以上の世帯員に関する事項

介護の状況、就業状態、就業希望の状況、従業上の地位、勤務形態、年次有給休暇の取得日数、仕事の種類、所属の企業全体の従業者数、ふだんの1週間の就業時間、希望する1週間の就業時間、仕事からの年間収入

(5) 世帯に関する事項

世帯の種類、10歳以上の世帯員数、10歳未満の世帯員数、住居の種類、自家用車の所有の状況、世帯の年間収入、介護支援の利用の状況、不在者の有無

6 集計の概要

(1) 生活行動に関する結果

「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」の調査項目ごとに、個人属性及び世帯属性別の行動者数、行動者率、平均行動日数（「旅行・行楽」を除く。）等を集計しました。

(2) 生活時間に関する結果

個人属性及び世帯属性別に、曜日、行動の種類別の総平均時間、行動者平均時間及び行動者率を集計しました。